

令和8年度定期予防接種のお知らせ

いずれも接種は4月1日～来年3月31日。実施医療機関など詳細は [図](#) を。

RSウイルス母子免疫ワクチン【新規】

RSウイルスは急性の呼吸器感染症を引き起こすウイルスで、生後1歳までに50%以上が、2歳までにほぼ100%の乳幼児が少なくとも一度は感染するとされています。感染すると発熱や鼻汁、咳などの症状があり、初回感染者のうち約3割は重症化することがあります。

対象

妊娠28週0日～36週6日の妊婦

料金

無料

※里帰り先など、北九州市外での接種を予定する人は事前に申請が必要です。

带状疱疹予防接種

带状疱疹は、神経に沿って痛みを伴う水疱(水ぶくれ)が現れる皮膚の病気です。ワクチンには2種類あり、接種方法や効果、副反応などの特徴は異なりますが、いずれのワクチンも、带状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

対象

市内に住民登録がある次の人

- ① 4月2日から来年4月1日の間に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人

高齢者用肺炎球菌予防接種

肺炎球菌は肺炎の原因の25%を占め、慢性気道感染症、中耳炎などの原因にもなります。令和8年度からワクチンの種類が変更となりました。

対象

- ① 65歳の人(誕生日の前日から66歳になる日の前日まで)
- ② 60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の

機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害のある人(身体障害者手帳1級程度)

料金

7200円

※生活保護受給者や市民税非課税世帯の人は減免制度あり。
※過去に接種を受けた人は公費助成の対象になりません。



▲詳細はコチラ

[図](#) 保健福祉局保健企画課 ☎522・8711

自衛隊への個人情報提供を望まない人は除外申請の手続きを

除外申請の手続き

市では、自衛官などの募集事務について、法定受託事務として広報宣伝などの協力を行っています。毎年、自衛隊では自衛官等募集対象者に対して募集案内を送付しています。その際に必要となる対象者の情報については、令和4年度から、提供する年度に18歳になる男子(日本国籍を有する人)の「氏名」と「住所」を宛名シールに印字して自衛隊に提供しています。

対象者

令和8年4月1日時点で市に住民登録があり、平成20年4月2日～平成21年4月1日に生まれた男子

申請方法

4月1日～5月31日に申請書を郵送するか、[ネット](#)で。申請書は市のホームページから入手できます。詳細は [図](#) を。



▲申請はコチラから

[図](#) 総務市民局区政推進課 ☎582・2107

まちなか(居住誘導区域)への移転費用を補助します

災害に強いまちづくりを進めるため、市街化調整区域に編入した区域や市街化調整区域内の土砂災害の恐れがある区域から、まちなか(居住誘導区域)への移転に係る経費の一部を補助します。

補助額の上限は818万5000円。移転前に住んでいた住宅は除却することなどの要件があります。

4月1～10日。事前相談が必要(随時受け付け)。詳細は [図](#) を。



▲詳細はコチラ

[図](#) 都市戦略局都市計画課 ☎582・2451

お酒は20歳になってから

4月は「20歳未満飲酒防止強調月間」です。令和4年4月から民法の成年年齢は20歳から18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のままです。



UNDER20

[図](#) 博多税務署 ☎(092)641・8131

子ども・ひとり親家庭等・重度障害者医療費支給制度

医療機関での保険診療による自己負担額を助成します。

受給資格を喪失した場合は速やかに、住所地の区役所に届け出と医療証の返還を行ってください。喪失日の翌日以降に医療証を使用した場合は、医療費の返還を求めます。

①子ども医療

対0～18歳。

自己負担額は▶0～2歳児=無料 ▶3歳以上の未就学児=1医療機関、通院1カ月当たり600円まで ▶小学生=1医療機関、通院1カ月当たり1200円まで ▶中学生～18歳=1医療機関、通院1カ月当たり1600円まで。①の共通所得制限なし。入院は無料。

②ひとり親家庭等医療

対ひとり親家庭の親と児童(小学生～18歳。以下同じ)や、父母のいない児童。

自己負担額は1医療機関、通院1カ月当たり800円まで、入院1日500円(月7日まで、児童は無料)。所得制限あり。

③重度障害者医療

対身体障害者手帳1・2級、療育手帳A表示、精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人。ただし、65歳以上は後期高齢者医療に加入している人。

自己負担額は無料。ただし、18歳を超えた人で精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人の精神病床への入院医療費は助成対象外。所得制限あり。

共通18歳とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。申請が必要。②と③は①②は住所地の区役所子ども・家庭相談係、③は高齢者・障害者相談係へ。